

白馬村 上下水道料金システム及び公営企業会計システム更改業務

基本仕様書

令和8年4月

白馬村上下水道課

## 1 目的

本業務は、本村における上下水道料金システム、公営企業会計システムを更改し、お客様への迅速な対応力の向上、事務の効率化、限られた人員の中で適切な会計処理を実現させるため、最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

## 2 業務実施に関する事項

### (1) 基本的事項

- ① 業務受託者は、システムの機能が十分に発揮できるように本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- ② 業務受託者は、業務の実施にあたり、条例、規則及び関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ③ 業務受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、本村が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
- ④ 業務受託者は、業務の履行に関する報告書等を指定された期日までに本村に提出しなければならない。
- ⑤ 業務受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施するうえで当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

### (2) 契約方法

業務受託者と企画提案書等を基に事前協議を行い、本業務を随意契約により契約を締結する。

### (3) 計画準備

- ① 業務受託者は、全体作業の工程、各部署間との連携・連絡、その他諸状況を勘案のうえ、作業計画を立案すること。
- ② 業務受託者は、作業工程に変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出し、本村と協議のうえ指示に従わなければならない。
- ③ 業務を適切かつ円滑に実施するため、業務受託者は本村と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。
- ④ 業務の着手時及び区切りにおいて、業務受託者は本村と調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打ち合わせを行うものとし、相互に確認しなければならない。

### (4) 業務従事者等

業務受託者は、適正な体制のもと業務を遂行するため、次の業務従事者を定めて本村に届け出るものとする。

#### ① 業務責任者(プロジェクトリーダー)

業務責任者は、業務に精通し、かつシステム構築、導入等の作業に習熟し、業務の総括・計画を管理し、業務従事者の指揮、監督等を行うもので、本仕様書に基づき、業務に関する技術上の一切の事項を処理する。

#### ② 業務従事者

業務従事者は、システム構築、導入等の作業に習熟し、業務の円滑、迅速な進行を図るものとし、業務に関する作業を適切かつ正確に行うことができるものとする。

#### (5) 一括再委託等の禁止

業務の大部分または全部を再委託することを原則として禁止するが、業務の一部に限り再委託事項を明記した書類(任意様式)を作成し、参加申込書と併せて提出を行い、本村が認めたものに関してはこの限りではない。

#### (6) 瑕疵担保

成果品の引き渡し後1年以内にシステム障害等の不具合が生じた場合は、直ちに本村の求めに応じること。また、瑕疵担保期間終了後でも、業務受託者の重大な過失が発見された場合は、瑕疵担保としての対象とする。

#### (7) 個人情報の保護

- ① 業務受託者は、白馬村個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して、上記諸法令にかかる研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。
- ② 業務受託者は、業務上知り得た事項を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。
- ③ その他必要に応じて、本村と協議のうえ、個人情報の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (8) その他

本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本村と業務受託者が協議のうえ定めるものとする。

### 3 システム構築の範囲

#### (1) 上下水道料金システム(ハンディターミナル検針システム) 一式

#### (2) 公営企業会計システム 一式

##### <留意事項>

- ① 提案事業者の自社設計・自社開発されたパッケージシステムであること。
- ② システム機能確認書兼要求仕様回答書(別紙1-1、1-2)において、代替案を含め、導入可能と回答した仕様については、提案するシステム上において処理が完結できること。  
なお、処理の途中で職員によるExcel管理等を余儀なくされた場合には、提案事項における重大な瑕疵として、厳正に対処する。
- ③ 本システムの機能要件については、「システム機能確認書兼要求仕様回答書(別紙1-1、1-2)」に記載する項目の内、「×」と回答したもの以外のすべてを満たすものとする。

### 4 システムの稼働時期

本件の稼働時期は、下記のとおりとする。

準備期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

本稼働 令和9年4月1日

※公営企業会計システムのうち、予算編成に係るシステムは令和8年12月1日稼働とする。

##### <留意事項>

- ① 本稼働前に現行システムとの並行稼働を必ず行うこと。
- ② 令和8年度の決算については、現行システムで行う。

- ③ 本村では冬季暫定料金期間を設けているため、上下水道料金システムの本稼働日程については、最もスムーズに移行できる時期を考慮のうえ、協議により決定する。

## 5 システム全般

- (1) 採用するシステムは、業務受託者が地方公共団体向けに「自社設計・自社開発」を行ったパッケージソフトであること。
- (2) 本業務に関する導入担当者・保守担当者は、本業務の業務受託者が雇用する正規雇用社員が対応すること。
- (3) 本業務に関し、以下の者については第三者へ委託することができない。
- ① 業務責任者(プロジェクトリーダー)及び担当営業
  - ② 定例会、各打合せの進行役を担う担当者
  - ③ システムについて、機能及び操作方法の説明、仕様決め、稼働後の保守を行う担当者
  - ④ データ移行に関する説明、仕様決めを行う担当者
- (4) 納入場所  
長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場
- (5) サーバーとデータ等バックアップ機器の保管場所  
白馬村役場 電算室  
※オンプレミス方式による導入を想定しているが、クラウド方式の提案を妨げるものではない。
- (6) ハードウェアの機器の搬入設置及び現地調整を行い、提案するシステムが稼働するまでに必要となる作業を行うこと。
- (7) 口座振替、コンビニ収納等、システム切替に伴うテストについては、一定期間の余裕を持って準備対応を行うこと。
- (8) システムデータは、バックアップスケジュールの設定を行い、毎週月曜日から金曜日までの世代管理を行うこと。なお、DATテープ等により職員が日々バックアップ対応するような手法は認めないものとする。

## 6 データ移行

- (1) 上下水道料金システム
- ① 既存システムの全てのデータを調査・分析のうえ責任を持って移行すること。
  - ② 既存データにおける質疑事項については、業務受託者が調査・分析結果を踏まえ「質疑表」を作成すること。質疑表は、質疑先の部署と回答期限を明記のうえ本村へ提出すること。
  - ③ 質疑表は、本村より各部署及び既存システム業者へ回答依頼を行うものとする。
  - ④ データの提供方法は、現在契約中のシステム業者と本村において契約締結を行い、本村より業務受託者へデータ提供することを前提とする。
  - ⑤ データ提供回数及びデータ提供時期(予定)

提供回数	提供時期	備考
第1回目	令和8年7月	調査／分析用
第2回目	令和9年1月	並行稼働用
第3回目	令和9年3月	本稼働用

(2) 公営企業会計システム

- ① 既存システム業者からのデータ提供は行わない。新システムの構築に必要な資料等の提供は、職員が現行システムより出力可能な帳票及びテキストファイルを出力しデータ提供を行なう。
- ② 科目マスタの設定は、新システムの構築手法に合わせて最適な科目体系を業務受託者が提案のうえ、本村の承認後に設定・登録作業を行うこと。
- ③ データ移行が必要な項目の登録件数は以下のとおり。(令和8年3月末時点)

項目	水道事業	下水道事業
固定資産台帳	1,226 件	1,256 件
企業債台帳	68 件	233 件
貯蔵品	710 件	0 件
債権者	2,892 件	2,760 件

※貯蔵品は現在Excelで管理している。

- ④ 現行データに不備等が発覚した場合は、業務受託者は白馬村へ報告のうえ協議を行い、移行手法の提案を行うこと。
- ⑤ 令和8年度の決算業務は、現行システムで行うため、伝票データの移行は対象外とする。

## 7 機器関連

(1) 機器調達等の要件

提案するシステムの稼働に支障のない機器を提案すること。また、ハードウェア機器の搬入設置及び現地調整を行い、システムが本稼働するまでに必要な作業を行うこと。

(2) 調達機器数量

以下に示す調達数量について見積もること。

分類	品目	設置場所	数量	保守
サーバー関連	サーバー	電算室	1 台	必要
	サーバー用無停電電源装置	電算室	1 台	必要
	ネットワーク対応ハードディスク (バックアップ機器)	電算室	1 台	必要
保守拠点		1 台	必要	
ネットワーク関連	ルーター	電算室	1 台	—
		保守拠点	1 台	—
その他	HUB&LAN ケーブル	電算室	1 式	—

(3) 調達機器の仕様について

調達機器が備えるべき性能・機能に関する要件は、次のとおりである。

① サーバー 1台

仕様項目	仕様内容
形状	タワー型
CPU	Xeon 6325P 3.5GHz 同等以上
メモリ	16 GB 以上
HDD	SSD480GB×3 以上
CD/DVD ドライブ	DVD-ROM
その他	電源冗長化、RAID1+Hotspare 以上、5年間オンサイト保守

② サーバー用無停電電源装置 1台

仕様項目	仕様内容
形状	タワー型
最大出力容量	1500VA 同等以上
その他	5年間オンサイト保守

③ ネットワーク対応ハードディスク 2台

仕様項目	仕様内容
形状	タワー型
型式	ネットワーク対応型
HDD	1TB×2(RAID1)
LAN(通信機能)	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
その他	5年間デリバリー保守

④ 保守用ルーター 2台

仕様項目	仕様内容
ポート	LAN4ポート、WAN1ポート
対応回線及びサービス網	FTTH(光ファイバー)、ADSL、CATV、ATM回線、IP-VPN網、広域イーサネット網、携帯電話網、データコネク

(3) 既設機器継続利用について

以下の機器は、白馬村が現在使用している機器を継続して利用する予定であるため、見積りに含めなくてよい。

品目	数量
パソコン	12台
モノクロレーザープリンター	1台
キヤノン製 ハンディターミナル GT-31X	7台
無線親機 RD-64F	7台
デュプロ メールシーラー	1台

8 各システムの稼働数量

システム名	ライセンス数	
上下水道料金システム	12	
ハンディターミナル検針システム	7	
公営企業会計システム	会計基本	10
	納付書	10
	予算編成	8
	固定資産	5
	企業債	3
	貯蔵品	3
	決算統計	5
経営分析	5	

#### ※無線検針システムに関する事項

白馬村が現在使用している無線検針システムは、東洋計器株式会社製の無線機を利用している。本無線機を継続利用するにあたり、ハンディターミナルとの連携に必要な東洋計器株式会社製ライブラリソフトの導入費用について、業務受託者は東洋計器株式会社へ直接問い合わせ、必要な費用を確認すること。なお、当該ライブラリソフトの導入に係る費用は、本業務に含めることとする。

問い合わせ先は以下のとおりとする。

東洋計器株式会社 御担当 古田様 連絡先:0263-48-1105

## 9 ソフトウェア仕様

提案するシステム構成に必要なソフトウェアについて、業務受託者が推奨するものを選定すること。また、ウイルス対策、電源管理、バックアップスケジュール管理等に必要なソフトウェアについても見積構成に含めること。

なお、ウイルス対策ソフトは、サーバー分のみ見積に含めること。

## 10 ネットワーク構成仕様

- (1) 本村と保守拠点間の回線は、セキュリティが確保された回線を用意すること。
- (2) リモート保守が可能になるよう業務受託者が推奨する手法により構築すること。
- (3) インターネット接続は行わないこと。
- (4) サーバー等の設定に必要なIPアドレス等は、別途打合せの際に提示する。

## 11 保守・運用支援

### (1) 職員研修

各システムに精通した研修講師及び補助員を配置し、本稼働までに必要とする回数の研修を実施すること。

### (2) 運用支援

運用支援体制を確立のうえ、安定稼働に向け万全の体制を構築すること。また、本稼働後における運用期間においても同様とする。

### (3) 問い合わせ

- ① 操作及びシステムに関する問い合わせ等に対して、運用・管理サポート全般について迅速に対応すること。
- ② システムに関係のない実務内容等の問合せに対しても、業務に精通したスタッフにより、適切な助言等、必要に応じた支援を行うこと。

### (4) 障害発生

障害が発生した際は、適切な初動対応、暫定対応、恒久対応の方針を速やかに提示し、業務に支障がでないよう迅速な復旧対応を行うこと。

### (5) 保守

- ① 本業務とは別に、業務受託者と単年ごとに保守契約の締結を行う。
- ② 企業会計において、予算対応、決算対応等においては、現地訪問によるシステム操作等の支援を行うこと。費用が発生する場合は、保守見積に含めること。
- ③ 既存機器を利用予定のハンディターミナル機器(GT-31X)の保守に対応できること。

- ④ 緊急時等訪問による対応が必要な場合、本村までおおむね2時間以内に到着することができること。

## 12 その他

- (1) 本業務には、システムの正常・安定稼働に必要となる全てのセットアップ作業を含むものとする。
- (2) 修正パッチやサービスパックがリリースされているものについては、適用前に必ず事前検証を実施のうえシステム稼働に影響を与えないよう対応すること。なお、万が一システム動作に影響した場合には、速やかに本村に報告を行うとともに指示を仰ぐこと。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

## 13 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- (1) 上下水道料金システム 一式
- (2) 公営企業会計システム 一式
- (3) ハードウェア 一式
- (4) システム操作マニュアル 一式
- (5) 作業工程スケジュール表 一式
- (6) 打合せ議事録 一式
- (7) 作業報告書 一式
- (8) その他発注者が必要と認める成果品 一式